# 7都道府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴う町民の皆様へのお願い について

令和2年4月13日 印南町新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長 印南町長 日裏 勝己

令和2年4月7日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、当該コロナウイルスの全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるとして「緊急事態宣言」がなされ、緊急事態措置を実施すべき期間・区域として、5月6日(水)までの間、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県が公示されました。

また、和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部(和歌山県知事)から県民の皆様の事業者の皆様に必要な協力要請がありました。

このことを受け、印南町新型コロナウイルス感染症対策本部として、町民の皆様に 感染予防、感染拡大防止に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

# ≪町民のみなさまへ≫

## (緊急事態措置すべき区域への往来)

1. 緊急事態宣言の出ている5月6日(水)までの期間、緊急事態措置すべき区域 として公示された7都府県への往来については、下記のとおり自粛等をお願いし ます。

特に、都市部や歓楽街など人混みが多く、感染リスクが高いと思われる場所への往来については強く自粛を要請します。

なお、通勤や通院など生活維持のため、やむを得ず往来が必要な場合については、以下のことに留意してください。

- (1) 勤務先や医療機関等以外の場所への立ち寄りを控えてください。また、帰宅後は、手洗い等を徹底し、家庭での感染の防止を図ってください。
- (2) 対象区域への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、できる限り、対象区域への往来自粛をお願いします。
- (3) 対象区域に通勤している方は、テレワークの活用など、可能な限り在宅での 勤務をお願いします。なお、勤務先において、在宅勤務や時差出勤制度の活用 について理解が得られないなど、お困りの方は、下記の相談窓口にご相談くだ さい。

≪商工観光労働総務課 TEL 073-441-2725 平日9:00~17:45≫

(4) 観光業等の事業者の皆さまには、対象区域から予約があった場合に自粛を働きかけていただくようお願いします。

(5) 自らの健康観察を徹底してください。咳や発熱などの症状がある場合は、決して外出せず、まずは御坊保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。

#### (感染予防と感染拡大防止)

- 2. 県内においては、現時点で爆発的な感染拡大が起こっている状況ではありません。これまでも多くの町民の皆様には、自発的に行動自粛に取り組んでいただいているところですが、新たな取組も含め、以下のことに留意してください。
  - (1) 咳エチケットや手洗い等、基本的な感染対策を継続してください。また、咳や発熱等の症状が見られる場合は、まずは御坊保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。
  - (2) 外出については、必要性をよく考えた上で、先送りできるのであれば、自粛をお願いします。また、「3つの密」が重なるような場所への外出の自粛をお願いします。特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛について、強く要請します。
  - (3) 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤等であっても、決して無理をせず、 まずは御坊保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。
  - (4) 生活用品の買い出しなど生活維持のための外出についても、必要最低限の人数で行うなど、できる限り、人と人との接触機会を少なくするようお願いします。
  - (5) 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から、地方への移動の自粛について強く要請されたこと、及び当該了都府県の感染拡大防止の取組等にも協力する観点から、当該区域からの積極的な誘客等は控えていただきますようお願いします。
  - (6) 会食やカラオケ等で、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の「3つの 密」が重なるような集まりを避けてください。
  - (7) イベントや会議の実施については、「3つの密」が重ならないような環境整備や感染予防対策の徹底が大前提ですが、そういった準備が整わない場合には自粛をお願いします。
  - (8) 通勤については、勤務先に時差出勤やテレワーク等の在宅勤務の制度がある場合は、積極的に活用してください。
  - (9) 集団生活を行っている施設の皆様について
    - ・ 職員(調理従事者含む)はマスクを着用し、手洗いや手指消毒を徹底してください。健康状況についても自己検温や健康観察を促し、異常があれば、業務に従事しないようにしてください。
    - 食事については、ビュッフェスタイルではなく、個別の盛り付けとしてください。
    - 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で保健所に相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速や

かに保健所に報告してください。面会については、施設内に入らないようにして対応してください。

- (10) 次の項目に該当する方は、2週間の自宅待機とともに、以下によりご連絡ください。
  - 新型コロナウイルス陽性患者と明らかな接触があった方 →御坊保健所または県庁健康推進課
  - 海外から帰国された方、緊急事態措置すべき区域として公示された了都府県 にお住まいで帰省された方
    - →県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡専用ダイヤル

#### (事業者の取組)

- 3. 町内事業者の皆様は、従業員等の感染予防と健康管理に万全を期していただき、以下のことに留意してください。
  - (1) 換気の悪い密閉空間に、多くの人が集まり、間近で会話や発声をするような環境を作らないようお願いします。特に、観光業やサービス業に携わる事業者の皆様については、例えば、換気励行や会席時の顧客同士の間隔を空けるなど、「3つの密」が重ならないような環境整備や感染予防対策の徹底をお願いします。
  - (2) 顧客の対応にあたっては、咳エチケットや手洗い等、感染の防止を徹底してください。また、至近距離での会話を避けるようにしてください。
  - (3) 時差出勤やテレワーク等の在宅勤務の制度がある場合は、積極的な活用を推進してください。また、制度がない場合は、速やかな導入をお願いします。さらに、従業員等が休暇を取得しやすい環境づくりについて配慮をお願いします。
  - (4) 緊急事態措置すべき区域から県内に通勤されている従業員等については、可能なら在宅勤務を織り交ぜた勤務など、働き方の工夫をお願いします。
  - (5) 当該7都府県への出張等はできるだけ先送りするなど調整をお願いします。
  - (6) 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、休暇を取得させ、まずは御坊保健所または県庁健康推進課への連絡を促してください。

#### (感染症患者や関係者等への配慮)

4. 新型コロナウイルス感染症患者やそのご家族及び対策に携わった方々等に対して、誤った情報や不確かな情報による不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の人権侵害があってはなりません。

情報が正しいかどうかの確認については、御坊保健所または県庁健康推進課までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関連する正しい情報に基づき、冷静に行動していただき ますようお願いします。 町民一人ひとりが今回の要請の趣旨をご理解いただき、自らの行動を見直していただくことが重要です。

特に、重症化につながりにくい若い世代については、自ら感染してもあまり自覚症状がなく、感染を拡大させる可能性があることから、家庭や事業所内においても、感染しやすい場所への出入りの自粛等を十分に周知していただきますようお願いします。

町民みんなで力を合わせ、「オール印南」でこの事態を乗り切りましょう。

### 【相談窓口連絡先】

相談先	TEL	FAX
県庁健康推進課	073-441-2170	073-431-1800
御坊保健所	0738-22-3481	0738-23-3004
県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡 専用ダイヤル	073-441-2170	073-431-1800